

別紙 2

番号	410
特定事業の名称	国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業
措置区分	訓令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電波法関係審査基準
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	人工衛星に設置される無線局については、宇宙空間での使用及びあらかじめ地上で行われる打ち上げ前の機能確認のために、それぞれ無線局免許が必要である。また、人工衛星の機能を確認する際に使用される地上に設置される確認用の無線局(実験局)は、個々の人工衛星ごとに無線局免許を取得する必要がある。
特例措置の内容	宇宙空間で使用する国内の人工衛星の無線局について、既存無線局との混信保護条件を満たす場合には、当該無線局の予備免許の段階で、打ち上げ前の機能確認のために通信を行うことを可能とし、当該機能確認のための通信に係る無線局免許手続きを不要とする。また、人工衛星の機能を確認する際に使用される地上に設置される確認用無線局(実験局)については、ロケットの打ち上げ計画に沿って継続的に使用するものであって、同様に既存無線局との混信保護条件を満たす場合には、5年を限度として、個々の人工衛星ごとの免許取得によらず、当該ロケットの打ち上げ計画に沿った期間の長期的な使用を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年10月に全国展開される予定となっています。

番号	932
特定事業の名称	認知症対応型共同生活介護の短期利用事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	あらかじめ利用期間を定めて指定認知症対応型共同生活介護を利用することは認められていない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る事業所においては、その短期利用者は、あらかじめ利用期間(退所日)を定めて指定認知症対応型共同生活介護を利用することができる。 1. 一の共同生活住居における短期利用者の数は1とすること。 2. あらかじめ定める利用期間は30日以内とすること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1211
特定事業の名称	道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手續の容易化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路整備特別措置法第8条第4項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	道路管理者は、許可を受けた後、駐車場の料金を変更しようとするときは国土交通大臣の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	道路整備特別措置法に基づき道路管理者が設置した駐車場(以下「有料駐車場」という。)の基本料金以外の特別料金の設定、変更について、周辺の駐車場と適正な競争を確保する必要があると認め、許可を受けている償還計画に影響を与えないと地方公共団体が認めて構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合に、国土交通大臣の許可を要しないものとする。なお、本特例措置に基づき特別料金を設定したときは、料金の額及び料金の徴収期間について、国土交通大臣に速やかに報告するものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年10月に全国展開される予定となっています。